公示送達書

摂津市告示第 326 号

下記の送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められるため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び摂津市税条例（平成１６年摂津市条例第２９号）第７条の規定により公示送達する。

なお、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

交付場所：摂津市役所納税課

令和 8 年 11 月 19 日

摂津市長　嶋野　浩一朗

番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名又は名称
1	国税徴収法第54条に定める文書	山口　優隆
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		

科目が記載されている場合は、科目名は以下の略称です。

普徴：市府民税（普通徴収）　特徴：市府民税（特別徴収）※令和６年度以降の市府民税は、森林環境税が含まれます。

固定：固定資産税・都市計画税　法人：法人住民税　軽自：軽自動車税（種別割）※平成３１年度以前は軽自動車税